

保険医療費とは別に実費徴収できる料金表

診療の給付と直接関係ないサービス

- ① 日常生活上のサービスにかかる費用
 - ア. おむつ代、尿とりパット代、腹帯代、T字帯代
 - イ. 病衣貸与代、(手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く)
 - ウ. テレビ代
 - エ. 理髪代
- ② 公的保険給付と関係ない文書の発行にかかる費用
 - ア. 証明書代
(例) 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要診断書等の作成代 など
 - イ. 診療録の開示手数料(閲覧、写しの交付等にかかる手数料)
 - ウ. 外国人患者が自国の保険請求に必要な診断書等の翻訳料 など
- ③ 診療報酬点数上実費徴収が可能なものとして明記されている費用
 - ア. 在宅医療にかかる交通費
 - イ. 薬剤の容器代(ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする) など
- ④ 医療行為であるが治療中の疾病または負傷に対するものでないものにかかる費用
 - ア. インフルエンザ等の予防接種
 - イ. 美容形成(しみとり等)
 - ウ. ニコチン貼付剤の処方 など
- ⑤ その他
 - ア. 険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料
 - イ. 日本語を理解できない患者に対する通訳料
 - ウ. 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
 - エ. 院内併設プールで行うマタニティースイミングにかかる費用
 - オ. 患者の自己利用目的によるレントゲンのコピー代 など

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの

- ① 手技料等に包括されている材料やサービスにかかる費用
 - ア. 入院環境等にかかるもの
(例) シーツ代、冷暖房代、 など
 - イ. 材料にかかるもの
(例) 衛生材料代(ガーゼ代、ばんそこう代等)骨折やねんざなどの際に使用するサポーターや三角巾 など
 - ウ. サービスにかかるもの
(例) 医療法等において設置が義務付けられている相談窓口での相談、
- ② 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上行った場合の費用
- ③ 新薬、新医療機器、先進医療等にかかる費用
 - ア. 薬事法上の承認前の医薬品・医療機器(治験にかかるものを除く)
 - イ. 適応外使用の医薬品(選定療養を除く)
 - ウ. 保険適用となっていない治療方法(高度先進医療および先進医療を除く) など
- ④ その他

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の撤収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の撤収は、一切認められません。